

年度のカリキュラムには着実に反映していただくことを期待したい。

また、現在、各講座や診療科などにおいて個別に行われている教育内容・方法の明確な基準を設定し、垣根を取り払った透明性の高い、整合性のある一貫した実施体制を構築されることが求められている。

これまで、数次にわたる21世紀医学・医療懇談会報告など幾たびかの医学・歯学教育の改革に関する提言がなされてきたが、その改革の提言が大きく実現されるには至っていない場合が多い。社会経済が大きく変革を遂げていく中で、その速度に応じた医学・歯学教育の改革を進めていかなければ、医科大学(医学部)及び歯科大学(歯学部)にとって未来はやってこないということを肝に銘じて、改革に取り組んでいただきたい。

#### 医学生・歯学生へ

今回提示した改善方策は、従来の医学・歯学教育での問題点を取捨選択し、グローバル化の中で新しい指針を示したものである。教育内容や方法が改善されても、受ける側の医学生・歯学生の意識改革が進まなければ、成果はありえない。このモデル・コア・カリキュラムで示した教育内容や問題解決型学習方法の背景には、自宅での予習を含めた自学・自習による幅広い勉学の成果に対する強い期待がある。医学生・歯学生は学外における課外活動によっても、各人の学習意欲を高め、有意義な学生生活を送る習慣を身につけていただきたい。学外での貴重な自学・自習時間が、アルバイトなどに浪費されるような状態では、この改革の成功はありえないと認識すべきである。

#### 国民の皆様へ

良い医師・歯科医師を養成することは、社会的使命であり国民だれもが望むところである。良い医師・歯

科医師を養成するためには、どのように素晴らしいカリキュラムや教育体制の整備がそろっていてもそれだけでは不十分で、医学生が数多くの臨床経験を積むことが必要不可欠である。

すなわち、良い医師・歯科医師の養成は、臨床実習を通じて患者中心の医療を医学生・歯学生が体得してはじめて実のあるものとなる。

人生一時期だれもが患者という立場に立つことがあることを考えれば、この報告書で目指す医学・歯学教育の改革は、国民一人一人に直接関わる大切な問題である。

本報告書によって、医学・歯学教育の改革は大いなる一歩を踏み出すわけであるが、各医科大学(医学部)及び歯科大学(歯学部)が改革に取り組んでいくことに対して、良き医療人を養成していくという視点から、国民全体の臨床実習における協力や財政的な支援などの暖かい支援、御協力をお願いしたい。

#### 関係行政機関へ

各省庁間の垣根を越えた、横断的な医師・歯科医師養成の改革を一致協力して進めてほしい。卒前教育・国家試験・卒後臨床研修・専門医養成課程といった区切りはなく、良き医師・歯科医師の養成は一つの潮流の中にあると考える。

特に、今回提案したコア・カリキュラム、臨床実習開始前の評価システムについては、国家試験や卒後臨床研修との調整を図っていくことが求められる。文部科学省は、関係省庁間と十分連携を持たせて進めていただきたい。

また、医学・歯学教育の質の向上のために指導教員の確保など教育体制の環境整備等についても全面的な協力を仰ぎたい。

## 資料9：大学（国立大学）の構造改革の方針

### —活力に富み国際競争力のある国立私立大学づくりの一環として—

文部科学省高等教育局（平成13.6.11）

1. 国立大学の再編・統合を大胆に進める。
  - 各大学や分野ごとの状況を踏まえ再編・統合
  - ・教員養成系など→規模の縮小・再編（地方移管等も検討）
  - ・単科大（医科大など）→他大学との統合等（同上）
  - ・県域を越えた大学・学部間の再編・統合など
  - 国立大学の数の大幅な削減を目指す
  - スクラップ・アンド・ビルドで活性化

2. 国立大学に民間的発想の経営手法を導入する。
  - 大学役員や経営組織に外部の専門家を登用
  - 経営責任の明確化により機動的・戦略的に大学を運営
  - 能力主義・業績主義に立った新しい人事システムを導入
  - 国立大学の機能の一部を分離・独立（独立採算制を導入）
    - ・附属学校、ビジネススクール等から対象を検討
    - 新しい「国立大学法人」に早期移行
3. 大学に第三者評価による競争原理を導入する。
  - 専門家・民間人が参画する第三者評価システムを導入
    - ・「大学評価・学位授与機構」等を活用
  - 評価結果を学生・企業・助成団体など国民、社会に全面公開
  - 評価結果に応じて資金を重点配分
  - 国公私を通じた競争的資金を拡充
    - 国公私「トップ30」を世界最高水準に育成（経済財政諮問会議（第10回）への提出資料）

## 資料10：大学（国立大学）の構造改革の方針について

文部科学省高等教育局（平成13.11）

### I 方針の策定に至る経緯、方針の趣旨・ねらい

#### 1. 大学改革の推進

大学改革については、これまで、昭和62年に発足した大学審議会の答申等を受け、教育研究の高度化、高等教育の個性化、組織運営の活性化の旗印の下に、諸制度の大綱化、弾力化等が図られ、各大学においては、これらを踏まえて、改革に向けた種々の取組を行ってきた。

このような各大学における自主的な努力により改革が着実に進められ、文部科学省としても、大学の努力を積極的に支援してきたところであり、今後ともその基本的姿勢は変わらない。

なお、教育や研究等の一層の向上のためには、引き続き不断の努力が必要とされている。

#### 2. 方針策定の経緯

「知の時代（Knowledge-based Society）」とも言われる21世紀に入り、人材大国・科学技術創造立国を目指す我が国にとって、「知の創造と継承」を行う大学の役割は極めて重要である。

また、社会が大きく急速に変化している時代には、大学も旧来と同じ手法では、対応困難であり、新しい時代に、国民の期待に応え、「知の再構築」を図っていくことも、大学の責務である。とりわけ、現下の厳しい社会経済情勢に鑑みれば、大学改革なくして21世紀の我が国の発展はないと言っても過言ではない。

特に、国費によって運営される国立大学は、これまでも学術研究、人材育成、地域への貢献等の各面で我が国の発展に寄与してきたが、他方、国立大学の在り方に関し、各界からも種々の問題提起がなされるなど、必ずしもタックスペイヤーたる国民の期待に十分に答えきれていない状況もある。

また、国立大学の法人化の検討も進む中で、引き続き国立の大学として国民の支持を得て国費の投入を受け、その使命を果たすためには、最先端の研究推進や優れた人材育成等の上での我が国の大学全体の牽引役としての矜持を持ちつつ、より一層の改革に努めることが必要である。

国政全般にわたり聖域なき構造改革の断行が求められている中で、本年6月に、経済財政諮問会議において「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（いわゆる「骨太の方針」）が取りまとめられるに当たり、これからの大学（国立大学）改革の基本的な方向を提示したものが、「大学（国立大学）の構造改革の方針」である。

#### 3. 方針の趣旨

この方針は、「大学の構造改革なくして日本の発展と再生はない」との認識の下、これまでの大学改革の流れをさらに加速し、我が国の大学、中でも多額の国費で支えられている国立大学が、その課せられている重要な役割を果たすため、それぞれの特徴を生かしつつ、教育や研究等の上で、より一層活力に富み、国際競争力のあるものになることを願ってのものである。